

「労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第3条の規定に基づき、以下のとおり2007年3月31日現在の資産の査定を公表します。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円)

区分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による 回収見込み額 (C)	清算配当等による 回収見込み額 (D)	貸倒引当金 (E)	保全率 (C)+(E) /(A)	保全率 (B)/(A)
金融再生法上の 不良債権	05年度	41,383	38,943	26,644	4,352	7,946	83.58%	94.10%
	06年度	42,559	40,878	30,755	4,030	6,092	86.58%	96.05%
破産更生債権及び これらに準ずる債権	05年度	15,444	15,444	7,794	4,351	3,299	71.82%	100.00%
	06年度	14,422	14,422	7,839	4,028	2,554	72.06%	100.00%
危険債権	05年度	19,095	19,043	15,162	1	3,879	99.72%	99.72%
	06年度	22,060	22,016	19,778	1	2,236	99.79%	99.80%
要管理債権	05年度	6,842	4,455	3,688	—	767	65.11%	65.11%
	06年度	6,076	4,439	3,137	—	1,302	73.05%	73.05%
正常債権	05年度	2,804,355	—	—	—	—	—	—
	06年度	2,956,615	—	—	—	—	—	—
合計	05年度	2,845,738	—	—	—	—	—	—
	06年度	2,999,175	—	—	—	—	—	—

※金額は決算処理後のものです。

※「貸倒引当金」とは、個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金の合計額のことです。

※「清算配当等による回収見込み額」とは、貸出先が経営破綻に陥った場合及び個人民事再生手続きにおいて、回収が見込まれる額のことです。

債権保全の状況

〈中央ろうきん〉では、資産査定規程を定めて定期的に資産査定を実施し、必要な償却・引当を行っています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」については、個別貸出金ごとに「担保・保証付債権」「清算配当等による回収見込み額」を差し引いた残額に対して、貸出先からの入金実績や個人保証人からの回収が見込まれる金額などを除き、必要な金額を個別貸倒引当金として引き当てています。

なお、債務保証見返に係わる必要額についても、資産査定規程に定める償却・引当基準に基づき債務保証損失引当金の引当を行っています。

また、「正常債権」と「要管理債権」については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等に基づいた引当額を引き当てています。

貸倒引当金(期末残高)

(単位：百万円)

項目	2006年3月末		2007年3月末	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
貸倒引当金	16,789	△ 525	15,465	△ 1,324
一般貸倒引当金	9,337	△ 127	10,414	1,076
個別貸倒引当金	7,451	△ 398	5,050	△ 2,401

貸出金償却額

(単位：百万円)

項目	2005年度	2006年度
貸出金償却額	72	1,807

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

総与信額(貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息、仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由によって、経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

「危険債権」

総与信額のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して、契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性の高い債権のことです。

「要管理債権」

貸出金のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3か月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「正常債権」

総与信額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

「一般貸倒引当金」

貸出金やそれらに準ずる債権に対して将来偶発的に発生すると見込まれる回収不能による損失等に備え、貸借対照表上の資産の部に個別貸倒引当金とともに貸倒引当金として計上しているものです。引当基準については、貸借対照表に注記していますので、ご参照ください。

「個別貸倒引当金」

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれらに準ずる債権の相当部分または全額が回収できないと見込まれることが明らかとなった場合、その債権額の一部または全部に対して、貸借対照表上の資産の部に引当金として計上しているものです。引当基準については、貸借対照表に注記していますので、ご参照ください。

「貸出金償却」

貸出金(未収利息含む)の回収不能額が確定した場合において、その回収不能額を直接貸借対照表の資産項目から控除するものです。なお、貸出金償却は対象債権について過年度に貸倒引当てした額をもって当てますが、当期必要額については、当期の損失額として損益計算書に計上されます。損益計算書における貸出金償却額47百万円はこの当期必要額です。